

## 第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

## 1. 計画策定の目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊や火災等により多くの人命や財産が奪われた。また、近年は平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震をはじめ、全国的に大地震が頻発する状況となっている。

こうした中、平成18年1月の『建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）』の改正を受け、地震による建築物倒壊などの被害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として「築上町耐震改修促進計画」を策定した。

その後の東日本大震災の発生や平成31年1月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画を改定する。

## 2. 耐震化を取り巻く社会動向

### 1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

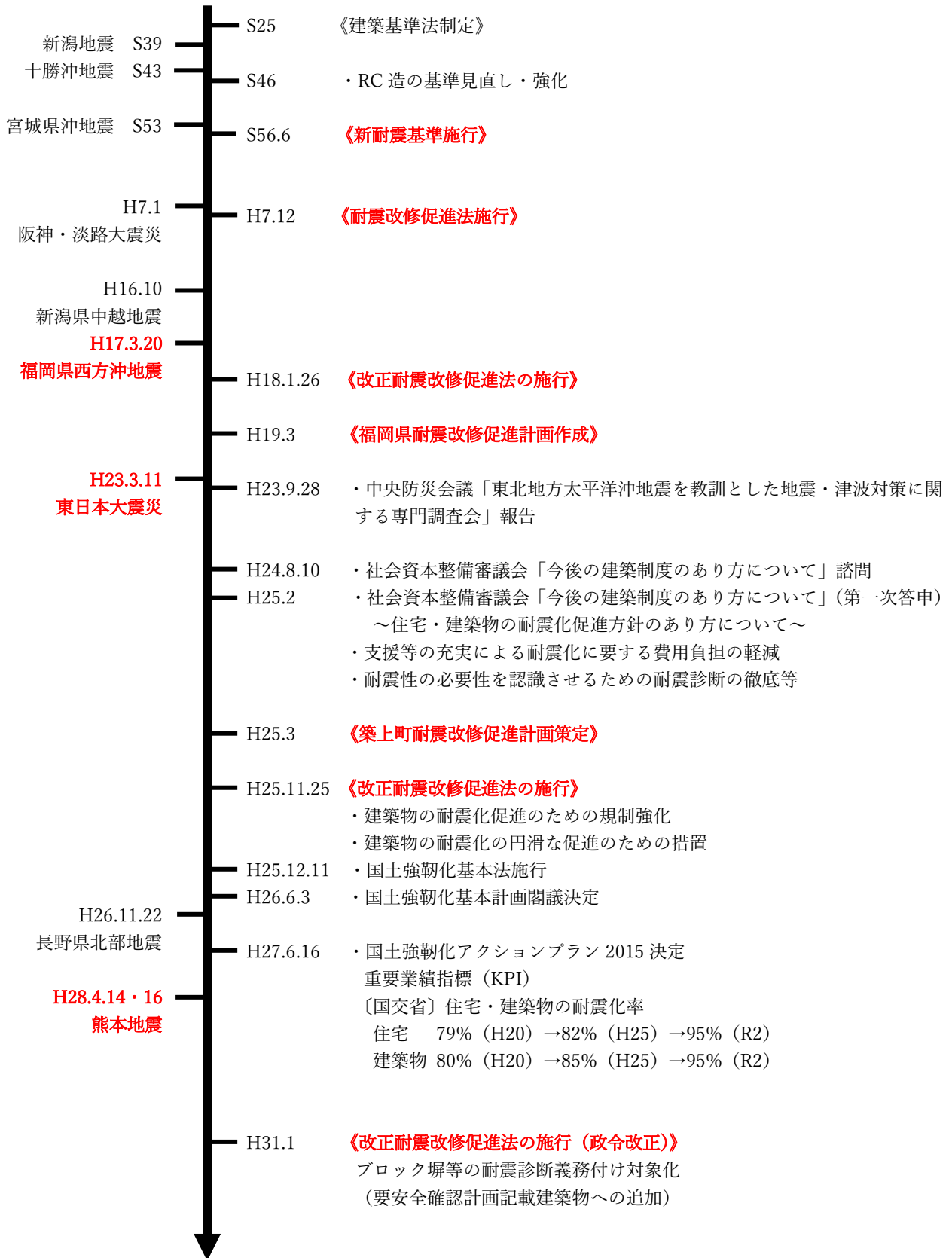
昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、福岡県西方沖地震などの大震災の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を契機として平成25年11月及び平成31年1月に耐震改修促進法が改正され、現在に至っている。

主な地震

施策の変遷

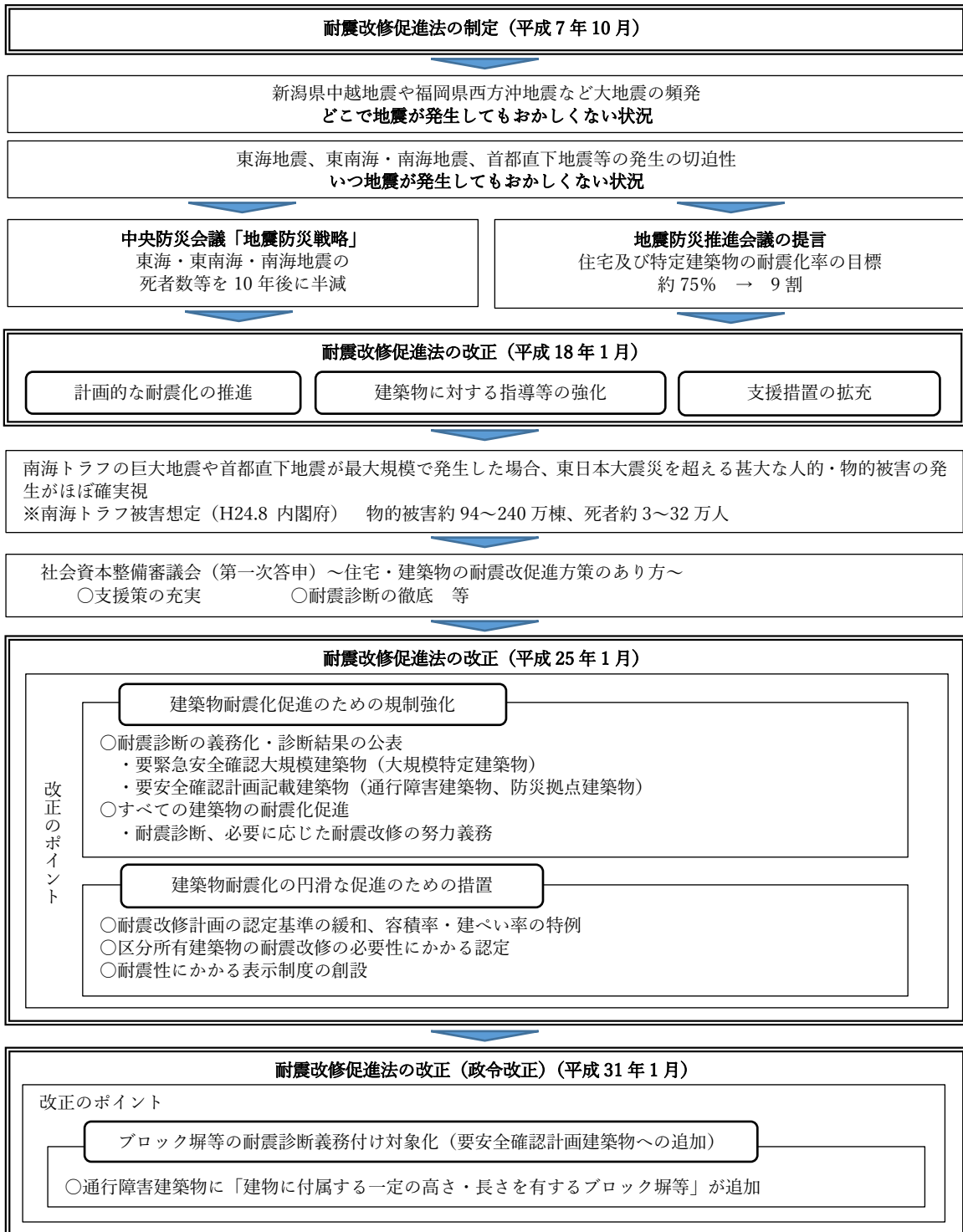


## 2) 耐震改修促進法改正の概要

南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されることなどから、耐震化改修促進法が改正され、平成 25 年 11 月より施行されている。

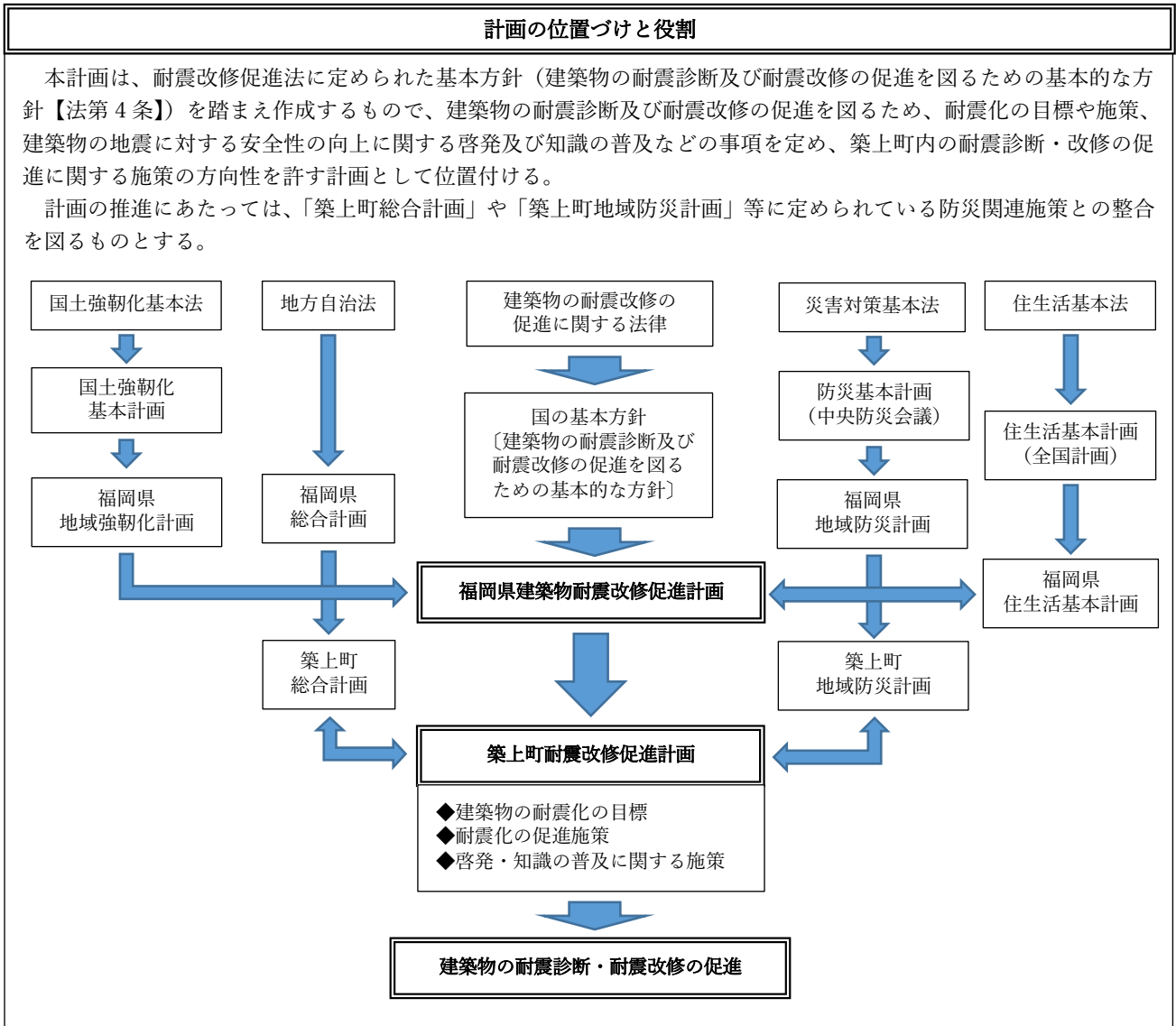
改正の概要は下記に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられる。

また、平成 31 年 1 月に「ブロック塀等の耐震診断義務付け対象化」により、耐震改修促進法が改正された。

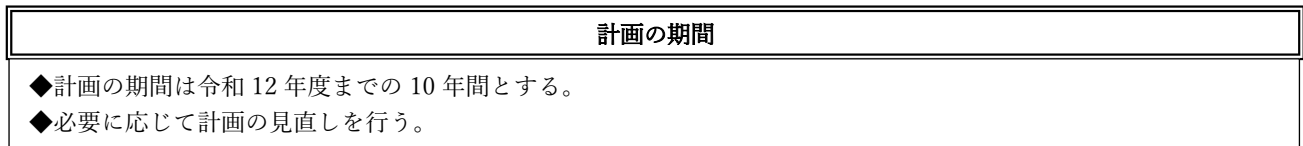


### 3. 計画の位置づけ

#### 1) 位置づけと役割



#### 2) 計画の期間



#### 3) 計画の構成

